

# 平成 28 年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 2 回 会 議 会 議 録

- ◇ 日 時 平成 28 年 8 月 25 日（木） 10：00～11：45
- ◇ 会 場 県庁 502 会議室
- ◇ 出席委員  
委員長 高橋和  
委 員 井上肇、岡田新一、尾形律子、玉谷貴子、三浦新一郎  
(欠席：佐藤亜希子、三木潤一)

〈五十音順、敬称略〉

## 1 開 会

(事務局)

ただ今より、平成 28 年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の第 2 回会議を開催いたします。

はじめに、玉木総務部次長より御挨拶を申し上げます。

## 2 挨 拶 (総務部次長)

本日は、夏がぶり返したような厳しい残暑の中、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の第 2 回会議に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「新たな山形県行財政改革推進プランの基本的考え方」と「公社等の総点検」の二つの項目について御協議いただきます。

新プランの策定に当たりましては、第 1 回の会議での皆様の御議論を踏まえ、これまで積み重ねてきた改革の成果、県を取り巻く情勢、政府の動き等を勘案しながら、基本的な考え方を整理したところです。

後ほど説明させていただきますので、委員の皆様からは、忌憚りの無い御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、「公社等の総点検」について、本日は、県土整備部所管の 4 つの法人について御協議をお願いすることとしております。

大変盛りだくさんの内容になっておりますが、よろしくお願いいたします。

## 3 議 事

(高橋和委員長)

前回の委員会の議論におきましては、県内外に向かって情報発信を強化し、様々なステークホルダーが総力を結集して取り組んでいくべきであり、また職員数の削減については、数ありきではなく、行政サービスの「質」の向上など将来を見越して取り組んでいくべきといったことが大事な観点であると示されました。こうした皆様の御意見を踏まえ、本日の資料や説明がなされることを期待しています。

本日は、「新たな山形県行財政改革推進プランの基本的考え方」と「公社等の総点検」について、協議いただきます。

まず、議事(1)の新たな「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方について、事務局より説明をお願いいたします。

## (行政改革課長)

行政改革課長の西澤です。私の方から、新たな「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方について、説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。最初にこのプランの基本的位置づけでございます。

第3次山形県総合発展計画を着実に推進するため、これまで積み重ねてきた改革の成果を踏まえ、行財政運営の全分野にわたり不断の見直しを行い、改革を進めていくものです。その際、本県を取り巻く現状と課題をしっかりと踏まえてまいります。

次に、柱立てについて御説明いたします。基本的には現行の3本柱を踏襲してまいります。重点となるキーワードを踏まえ、サブタイトルの修正を適宜図っております。

1つ目に、「県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～」については、「県と市町村との連携・協働」、「県民・NPO・企業・大学等との連携・協働」、「民間活力の活用」について、これまで以上に推進してまいります。特に地方創生に向けた市町村との一体的な連携や、次の4年間のうちに実現を目指す山形市の円滑な中核市移行に向けて支援してまいります。また、「民間活力の活用」のところに、赤系の文字で〈助言通知〉と記載をさせていただいております。これは、政府から10年ぶりに「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」という助言通知が発出されておりました。その中で、民間活力の活用や取組状況の公表等の視点が示されていることを踏まえたものであります。新プランにおきまして、この視点を位置づけていく必要があります。

次に、「県民視点に立った県政運営の推進 ～情報発信力の強化と透明性の向上～」については、「県内外への積極的な情報発信」、「県民との対話を重視」、「県政運営の透明性」を高めてまいります。特に「情報発信」については、第1回の御議論でも賜りましたように、県政への理解を深める県民向けの情報の発信、それから、県の魅力をより広めていくための国内外・県内外向けの情報発信について、全庁的に取組みを図っていく必要があります。また、統一的な公会計制度の整備・公表など、わかりやすい公表を進めていく必要もあります。

なお、「県民の安全・安心を守る危機管理体制の充実」については、28年3月に「山形県強靱化計画」が策定されたことを踏まえ、現行のプランでは別々に記載されていた項目を一本化して整理したところです。

「自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～」については、職員の育成や人材活用など人的資源の最大活用、それから歳入確保、歳出見直し、県有財産の総合的な管理運用など財政的資源の最大活用を図ってまいります。

今回の検討素案作成に当たりましては、皆様方からの第1回目目の議論を踏まえ、県政上の課題への対応と規律ある行財政運営の両立を意識したものにしております。とりわけ、量的な見直しについては、「限られた行財政資源で最大効果の発揮」をサブタイトルとしながら、政府の助言通知と同様に、量的な削減を前面に出さずに、行政の質を高めるという観点から、情報発信、透明性の向上を前面に出しております。

これまで積み重ねた改革の成果を踏まえ、引き続き不断の見直しを進めるとともに、行政の質を高めてまいります。また、地方創生を始め、多様化する行政ニーズに的確に対応するために、色々な力を結集してまいります。

資料1-2については、新プランの柱立ての内容がイメージできるように、主たる項目に具体的な取組み例を付記したものです。

資料1-3については、現行プランとの比較を整理したものになります。

簡単ではありますが、以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### (高橋和委員長)

ただ今の説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### (玉谷貴子委員)

今回の行財政改革推進プランの中で、3点説明をお伺いしたいと思います。

「県と市町村との連携・協働」とありますが、こちらは大変重要な課題だと思っております。山形県内は4つの地域に分かれていますが、これらを結び付けて「オール山形」で頑張っていたいただきたいというのが、第1点目の希望です。また、山形市の中核市移行に向けた取組みについて、県民に対してお伝えしていることがあれば教えていただきたいと思っております。

「県内外への積極的な情報発信」については、昨日参加したセミナーで、情報を発信しても相手に知ってもらわないと「0」と同じという話を伺いました。やはり、如何にして知ってもらおうかということが大変重要なことでして、山形県民からここで暮らして良かったと言ってもらえるような取組みをお願いしたいと思います。これは「透明性の確保」でも言えることかと思っております。

最後に「県民の安全・安心を守る危機管理体制の充実」についてです。「安全・安心」は食品でも多く叫ばれました。何が安全で何が安心かということを知っている人はあまりいないのではないかと思います。山形県では何をもって「安全・安心」とするのか。また、危機管理体制について、県民はどのようにしたら知ることができるのかということをお伺いしたいと思います。

#### (行政改革課長)

最初に、県全体での連携についてお話がありました。情報を発信していくためには、県全体で協力して取組みを進めていくべきという御趣旨だったかと思っております。まさにその通りだと思いますし、「オール山形」で頑張っていたいただきたいという御意見を頂戴しましたので、その趣旨を新しいプランに生かしていければと思います。

「中核市」につきましては、山形市が中核市を目指すということを昨年度表明されました。31年4月に中核市への移行を目指していく計画となっております。地方自治法が改正され、中核市は30万人から20万人以上の人口で要件を満たすことになりました。力を持った基礎自治体へ県が持つ業務を移譲することで、住民に近い自治体が、より身近な視点で行政サービスを総合的に行っていくという趣旨になります。およそ2千の事務権限が移譲される見込みです。今はそのための作業を市と県とで調整している段階になります。公の打ち合わせの場も設けられると思いますので、その中で内容を詰めて、市民、県民にも発信していくことになるかと思っております。

また、「情報の発信」に関しては、知ってもらわないと「0」に等しいというお話がありました。大変大事な観点だと思います。1回目の委員会でも、情報の発信については、複数の委員の方から御発言をいただきました。これまでも積極的な広報という形で、今のプランでも位置づけていますが、より表現を強くしてこの問題を重要視していくことにしております。透明性の確保と共に力を入れてまいります。

次に「安全・安心」の観点です。1つには、この「安全・安心」は、東日本大震災を契機として、本当に県民の意識が高まりました。国においても、減災若しくは防災の取組みを推進するため、「国土強靱化基本法」という法律を作り、本県においてもそれに倣って「山形県強靱化計画」を策定しました。本計画には、ありとあ

あらゆる視点が含まれていると考えております。平時、非常時、それから国、県、市町村、県民、NPO、民間事業者等との相互連携、そしてハード、ソフト。施策については11に分けて、あらゆる施策について災害や不測の事態というものを想定しながら、どうすれば一番被害を少なくできるだろうか、若しくは予防できるだろうかということ強く意識して計画を策定したところです。

今のプランでも、「減災の視点からの連携・協働」や「災害時における情報発信」、あるいは「危機管理体制の強化」ということを謳っているわけですが、次の4年間についても進めていくことになると思います。食品に対する「安全・安心」の意識も非常に高くなっていると思いますし、皆様の欲しがっている情報かと思えますので、これについても意を尽くしていく必要があると思います。

#### (岡田新一委員)

前回の委員会での議論を受けて、今回の「基本的な考え方」が示されたと思います。それで確認なのですが、今日示された資料1-1の「プランの基本的な位置づけ」の、第3次総合発展計画を推進するため、行財政運営の全分野にわたり不断の見直しを行い、改革を進めるということについては、「量」から「質」への改革という政府の動向や前回の委員会の議論を踏まえたという理解で良いか、コメントをお願いしたいと思います。

それから、「県と市町村との連携・協働」について、地方創生は、地方にとっては一番大きな課題です。市町村との連携については、より一層積極的な対応をお願いしたいと思います。

また、山形市の「中核市」への移行に向け、県と山形市との連携をより一層密にさせていただきたいと思います。特に山形市と周辺市町の行政サービスに格差が生じないように、県としても対応が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

中核市への移行に伴い一番大きなことは保健所機能だと思いますが、山形市がどこまで業務を負担するかによって、村山保健所の機能のあり方も変わってくると思います。山形市だけの保健所とするのか、2市2町を含めた保健所を想定しているのか、現時点の考え方があればお伺いしたいと思います。

#### (行政改革課長)

3点いただきました。1つ目は、「量」から「質」への改革というお話でしたが、第1回目の会議でも、スリム化だけではなく、行政の質の向上を意識していく必要があるだろうという御意見を皆様方からいただいたと認識しております。そういった御意見を踏まえ、今回、サブタイトルに趣旨を織り込んでいるところです。持続可能な行財政運営の基盤をつくることは、大事な観点であることは間違いありませんが、一方で、多様化する行政ニーズにしっかり対応するという観点も両方大事ですので、このような構成にしております。

政府の助言通知では、10年前は量的な削減について、強いメッセージがありましたが、今回それが落ちております。行政の質を高めるようにという趣旨に変わりましたので、そういった政府の動向も頭に置きながら、今回の柱立てを作成したところです。

それから、2点目の「地方創生」に向け、より一層市町村との連携を深めるべきという御意見がありました。これも大変大事な意見だと思います。自然減であれ、東京一極集中という社会減であれ、人口減少は県も市町村も共通する深刻な課題ですので、地方創生に向け連携を深める必要があると認識しております。

3点目の「中核市」については、とりわけ保健所の管轄の問題のお話をいただきました。現時点では、私の方からお話しする用意はございませんので、もう少しお

待ちいただければと思います。大事な観点ですので、委員からお話をいただいたことについては、関係する部局にも伝えますし、関心を払っておられるということ、それから大事な問題であるということをお伝えしたいと思います。お話しできる段階になりましたら、御報告申し上げたいと思います。

### （三浦新一郎委員）

「県内外への積極的な情報発信」については、大変重要なことですので、重点テーマに掲げられたのは良いことだと思っております。

質問ですが、情報発信を県内と県外とに分けてというお話でしたけれども、県外向けの情報発信は、具体的に重点分野の中のどういう情報を発信していくのでしょうか。メリハリを利かせていくという意味でも、どういう分野の情報を重点的に発信していこうとお考えかお伺いします。

### （行政改革課長）

今のお話についても本当に大事なことと認識しております。情報の発信については、その重要性を認識するとともに、第1回目の御議論の中で、皆様方から十分に伝わっていないのではないかというお話もいただいているところです。県内外向け、あるいは国内外向けに情報を発信していくというのは、次の4年間を展望しても、地域の振興面を考えてみても、大変重要であるということは間違いのないことでありまして、これを進めていくということをきっちりとプランに明記することは意義があるものと私共は考えております。

その上で、例えば、商工サイド、あるいは農林サイドでは、「産業振興ビジョン」や「おもてなし山形県観光計画」といった施策のマスタープランを持っています。それらを基に、観光の誘客や来県される外国人の方などを対象に種々の取組みを進めていると伺っております。

オリンピックが閉幕したばかりですが、4年後は東京オリンピック・パラリンピックも開催されて、おそらく国内外の流動も大変高まっていくだろうと思います。前回の委員会でも現状と課題という形で少しデータもお示しさせていただきましたし、政府も情報発信を進める方針ですので、そうした状況を頭に置きながら進めていく必要があると思います。観光、商工、農林については、今も取り組んでいますし、今後は中心にしていく必要があるかと思っております。

### （高橋和委員長）

今回は「基本的考え方」ということなので、おそらくもう少し具体的にになった段階で分野毎の話になるのかと思いますけれども、もしここを重点的にやるべきだという御意見があれば、ぜひお願いします。

### （三浦新一郎委員）

資料1-2に、いわゆるインバウンドや輸出等を強化するための情報発信ということが記載されています。もちろんそれは大変大事な分野なので、メリハリをつけて取り組んでいただきたいと思います。

あと、山形県の強みとして、中小企業が持っている技術は東北でもトップクラスの実力があります。この技術力を情報発信することに関して、企業振興公社や工業技術センターの取組みは大変素晴らしいと思います。こういった取組みについても、情報発信を強化していく中で、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

### (井上肇委員)

今回説明を受けて、非常に心強い内容だと思っております。その表れが「限られた行財政資源で最大効果の発揮」という副題です。私が以前述べさせていただいた内容がここに反映されていると感じます。

資料1-1の中で、最後の到達点が、県民一人ひとりが喜びと幸せを実感できる「自然と文明が調和した理想郷山形」の実現という結びになっております。県民一人ひとりが実感を持てるようにするには、今後の4年間は大事だと考えます。

先日、愛知県長久手市に行き、吉田市長の講義を聴いてきました。市民との対話の重視ということ謳っており、市長自ら、毎朝喫茶店を3件くらいはしごしながら、市民の話を聞いてくる。愛知県は喫茶店文化があり、モーニングサービスに多くの市民が喫茶店に集う習慣がある。部課長も率先して市民の話を聞き、それを行政に生かしている。市民ができることはできるだけ市民にさせていただくということを強調されていました。以前は、住民ができることは住民でやらせていたものが、今は全て役所にやらせようとしている。そうなってくると、いくらお金があっても足りなくなるので、自分たちでできることはできるだけ自分たちでやらせよう。その関係づくりのために、市の職員は住民との対話を非常に重んじている。ヒントをいただく、ヒントを与えるのが大事だと吉田市長は言っておりました。県民との対話を通じて、県民の声を行政に生かしていくような意識、仕組みというのをもう少し具体化していただければ良いのではないかと感じております。

また、県民の満足度をどこまで数値で表せるのかということについて、行政から見た満足度と県民から見た満足度は違うと思いますが、例えば、市町村との連携の中で、市町村から評価してもらおうということもできるのではないかと思います。

あと、県内の高校を卒業して他県に進学・就職した者が、なかなか山形県に帰ってこないという問題があります。「県民・NPO・企業・大学等との連携・協働」に高等学校からないしは中学校からの連携と協働を位置付けて、自分たちの山形県づくりに参画意識をつけることは大切だと思います。山形県に住み続けたいという動機づけが極めて大事だと思います。

また、先ほど三浦委員からインバウンドのお話がありましたが、これから東京オリンピックを目指して工事が始まったり、オリンピックが近くなったりすると、かなりの方が関東地区に行くと思います。その辺りを狙って山形県はもっと積極的に観光案内をしていくべきですし、旅館に英会話ができる方がいるかどうか、山形の魅力を語る人がいるかどうかということが極めて重要だと思います。中学・高校の段階から、意識的に人づくりを位置づけて、それが結果的には納税という形で山形に戻って来る。そういう仕掛けをするべきではないかと感じております。

### (行政改革課長)

全分野にわたりお話しいただいたと思います。しっかり踏まえてまいりたいと思います。

### (尾形律子委員)

「県内外への積極的な情報発信」は重点項目になっています。県外はもちろん優先すべきだと思いますが、県内の県民の皆さんに対して、どのような行政サービスがなされているのかという発信が少し弱いようなイメージを抱いております。ここまで県民のための行政サービスがなされている、あるいはこれだけ行革が進んでいるということを発信することで、県民一人ひとりが感じている喜びや幸せの度合いも変わっていくのではないかと感じます。

先ほどから皆さんがお話をされている「危機管理体制」に関しても、比較的山形県は安全・安心だと言われていますが、何と比較して安全・安心と言っているのかわかりません。行政サービスが行き届いているから安全・安心なんだというように、県民一人ひとりの自信につながるような情報の発信がもう少しなされても良いのではないかと感じています。そうすることによって、県民一人ひとりの発信力も変わり、県民がもう少し増えてくると思います。県民の一人ひとりの発信力を侮ってはいけないと思います。決して行政サービスだけに頼るわけではなくて、情報の感じ方次第で県民一人ひとりの発信力は如何様にも変わっていくのではないかという気がしております。ぜひ県民向けの情報発信もよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### (行政改革課長)

大変大事な御意見だと思います。しっかり踏まえたいと思ひます。

#### (高橋和委員長)

このほか、本日欠席されている委員の方から、事前にお預かりしている御意見等があれば、紹介していただきたいと思ひます。

#### (行政改革課長)

それでは紹介させていただきます。最初に、三木潤一委員からいただいた「県と市町村との連携」に関する御意見です。

- ・ 市町村への支援は、まさに広域自治体の役割そのもの。
- ・ 一部事務組合などの支援（いわゆる水平連携）や、合併を選択しなかった市町村に対する県の支援（いわゆる垂直連携）など、地方制度調査会の議論も踏まえ、県の「市町村支援」の取組状況や今後の方向性について、お教へ願ひたい。

以上です。

続いて、佐藤亜希子委員から、「民間活力の活用」に関する御意見です。

- ・ 民間委託や指定管理者制度は、今後も積極的に推進していくべきだと思います。同時に、意思ある民間団体やNPO団体の養成・発掘、さらに委託事業に参画しやすい環境も整備していく必要があると思ひます。より多くの県民が県づくりに興味関心をもつきっかけとなり、それにより県政をさらに身近に感じることができ、県政に対する県民の理解が進んでいくのではないのでしょうか。参加から参画へ、民間のチカラを最大限に生かしていくことで、住民目線の多様な行政サービスが実現できると考えます。

以上です。

#### (高橋和委員長)

概ね今まで御発言された委員の御意見と被っているかなと思ひております。

今日皆様方からいただいた御発言はそれほど散らばっていませんでした。

1つは、危機管理等も含めて県民に対する情報発信です。県外に対する情報発信と合わせて、情報発信として1つに括れるかと思ひます。

それから、行政の質の向上、量から質へという、質のところがやはり強調されるべきだと。

それからもう1つは、県と市町村、山形市の中核市移行も含めての連携。また、住民との連携、NPO等の民間との協働というところに大体意見が集中していたかと思ひます。

総括いたしますと、新プランが施行される次の4年間というのは、人的資源は限

られていますし、財政資源も限られていますけれども、厳しい環境の中で、これまでの行財政改革の成果を後退させることなく、多様な主体が力を結集して、連携・協働し、民間の力を大いに活用しながら、県としてオール山形でまとまっていくことが重要になっていくと考えられるということではないでしょうか。

では、引き続き、しっかりとした県政基盤をつくるための新プランの策定に向けて御検討いただきたいと思っております。

それから、県と市町村との関係について、複数の委員から発言がありました。重要な視点だと思っておりますので、次回以降、「市町村支援」に関する取組状況が分かるような資料の御提供と御説明を、ぜひお願いします。

続きまして、議事（２）の「公社等の総点検」について、最初に事務局より一括して説明をお願いし、その後、一つひとつの法人毎に協議していきたいと思っております。

それでは、まず事務局より全体の説明をお願いします。

### （行政改革課長）

それでは、「公社等の総点検」について、御説明を申し上げたいと思っております。

資料２－１を御覧いただきたいと思っております。１ページをお開きください。

はじめに、公社等の定義についてお話をさせていただきます。資本金のうち県の出資割合が25%以上の外郭団体を「公社等」として、県の指針で定めております。現時点で33法人がございます。県ではこの法人を対象にして、助言、指導、必要な見直し等を実施しております。

次に「公社等の総点検」について、経緯を含めて簡単に御説明いたします。

最初に（１）の平成17年度「公社等の総点検」についてであります。17年度に「公社等の総点検」を実施しましたが、当時、夕張市のテーマパークや大鱈町のスキー場の経営破綻という、全国的に大きな問題が生じる中であって、本県でもゼロベースで見直しを行ったものであります。幸い、本県には破綻懸念先はなかったわけですが、見直しの結果として、当時の39法人から7法人を統廃合し、また、今後の廃止予定として2法人を掲げたところです。廃止予定の住宅供給公社、道路公社については、後ほど4ページの方で補足の説明をさせていただきます。

（２）の現行の「行革プラン」においても公社等の見直し計画をしっかりと位置づけておりまして、毎年度「見直し計画」を作成し、当第三者委員会から意見をいただきながら、運営管理の適正化を推進してまいったところです。

そうした中で、（３）にあるとおり、前回の総点検から10年が経過して、取り巻く環境も大きく変化する中であって、政府においては、「第三セクター等の経営健全化に関する指針」を発出いたしました。それまでの組織統廃合を含めた抜本改革を求める内容から、経営健全化と公社の適切な活用による地域の元気創造の両立を図るとの視点を新たに示されたところであります。

また、昨年度の包括外部監査におきまして、「出資等外郭団体の運営状況・財務事務」をテーマとした外部監査を受けたわけですが、その中で「県の指導指針を早急に改定し、抜本的な見直しも再検討すべき」との意見をいただいたところです。

こうした動きを踏まえ、（４）にありますように、昨年度末、県の指導指針を全面改定いたしました。目的に、「公社等の経営健全化の徹底と地方創生への有効活用の両立を図る」と位置づけました。今回の総点検は、この新しい指針に基づいて、公社のあり方をゼロベースで検証し、今後の方向性を改めて検討するものです。

続いて2ページをお開きください。「総点検の進め方」については、左側にありますように、第1段階として、所管部所管課で「公社等見直し計画」を作成し、公社等のあり方を検証いたします。

第2段階として、制度所管課として行政改革課が取り纏めを行い、再検証を行い

ます。

第3段階として、その結果を、第三者で構成する当委員会に提示し、説明を行い、委員各位から御意見を頂戴することとしております。

その上で、最終的には、「山形県行財政改革推進本部」におきまして、県として公社の今後の方向性を決定するという運びにしております。

総点検の主なポイントは、右側のフローチャートに示しております。公社等の必要性・県の関与の必要性・代替可能性の有無、経営の健全性・県の財政的リスク、費用対効果や地方創生のための有効活用等の観点から検証を行ったうえで、今後の方向性を検討することとしております。

3ページはスケジュールです。33法人を所管部毎に分け、順次、検証を行ってまいります。今回は、第1回として、県土整備部所管の4法人について、検証をお願いしたいと考えております。

4ページをお開き願います。これは17年度総点検で廃止の方向性を決定した2公社についての補足説明です。

左側、山形県道路公社については、昭和40年以降、主に観光目的の有料道路を整備し、これには必要な駐車場も含まれますけれども、その整備費用を通行料金で賄う事業を行ってまいりました。17年度総点検の結果として、「利用状況や採算性等から新たに整備する必要性は著しく低下している」という方向性が示され、当時の「第三者委員会」の御議論を経て、「やまがた改革推進本部会議」において廃止を決定したものであります。

廃止の時期については、当時、蔵王有料道路、西口駐車場の事業債務が残っておりまして、直ちに廃止するよりも「事業許可期間中は事業を継続し、債務の縮減に努めることが最善」との理由から、事業許可期間の平成42年度廃止と決定されたものです。

右側、山形県住宅供給公社については、県民に良質な住宅を供給するという目的の下で大規模宅地開発などを行ってまいりましたが、「需給状況を踏まえれば、今後も公社が宅地供給そのものに直接関与し続ける必要性は低下している」との理由から、廃止が決定されました。

廃止の時期については、当時、事業の枠組みが既に決まっていた「蔵王みはらしの丘」の宅地分譲事業の終了見込み時期である平成34年度廃止と決定されたものです。

以上が補足の説明です。

それでは、県土整備部から、所管する4法人について御説明を申し上げます。

#### (県土整備部次長)

県土整備部次長の後藤です。よろしくお願いたします。

これから順次、説明をしてまいります。それでは、資料5ページを御覧いただきたいと思っております。

「公益財団法人山形県建設技術センター」についてであります。

センターは、公共工事の品質を確保するため、工事発注、工事監理等の業務のアウトソーシング先として、県及び市町村における建設行政の支援や、県の下水道施設の維持管理を受託する法人として、県及び受益市町の出えんにより設立したものです。

主な事業内容・実績ですが、1つ目の「建設技術者の技術力向上、市町村の技術支援等」は、県や市町村の技術職員を対象とした研修会を開催しております。また、市町村への技術支援として、道路施設、橋梁等に係る点検診断等を行っております。

2つ目は、「積算・工事監理等の発注者支援」です。

県及び市町村の工事発注に必要な設計書作成のための積算業務や工事施工に係る監理業務等をセンターに委託しております。平成 27 年度の実績は、527 件、約 6 億円であります。このうち、県からの受託額は約 66%です。

3つ目は、「下水道施設維持管理業務の受託」です。

県は、山形、村山、置賜、庄内の 4 つの処理区毎に浄化センターを設置しております。市町村の下水道について、効率的に汚水処理を行っております。その浄化センターの維持管理を建設技術センターに委託しております。平成 27 年度の委託料は約 16 億 9 千万円です。光熱水費など節減努力をいたしまして、前年度比で、約 9 千 5 百万円の減となっております。

次に、今回の検証結果です。

(1) の事業の意義に関しましては、センターは、県の公共工事に係る積算業務や、県の下水道施設の維持管理業務のアウトソーシング先として、その必要性は失われておりません。今後も継続してもらう必要があります。

これらの事業を、県が直接実施する場合は、技術職員の大幅な増員が必要となりますので、現実的ではありません。また、守秘性を保つ必要性から、民営化にもなじまないというところでもあります。

また、センターのように、建設技術に特化した同様の事業ができる公社は他にありませんので、他公社との統合といったこともできない状況であります。

(2) の経営の健全性ですが、純損失が 2 期連続しております。ただ、十分な運営資金が確保されておりますので、法人運営に支障を来す心配は今のところありません。

なお、平成 27 年度決算において、損失額が 1 億円を超えておりますが、このことを補足させていただきます。その要因でありますけれども、収益面では、災害が少なかったために災害復旧工事に係る積算業務等の受託が減少したことです。また、費用面、歳出面では、人件費がピーク期を迎えておりました。これが主な要因になりますが、今後これらの改善を図っていく必要があると考えているところです。

(3-1) の費用対効果に関しましては、センターは、建設・土木の専門家集団として、県や市町村の建設技術者の技術力向上や工事発注に大きく貢献しています。また、下水道施設の維持管理に要する経費は、大幅に節減されております。今後は、市町村の橋梁メンテナンス工事に係る業務の受託が拡大すると見込んでいるところです。

(3-2) の地方創生について、センターは、公正性、中立性、守秘性を確保し、多様な入札制度にも精通しているなどの強みを生かして、公共工事発注を支援できる唯一の法人として、県のみならず、市町村の補完機能を果たすことが期待されております。また、県の危機管理部門と連携し、災害発生時における市町村の初期支援体制を構築するといったこととしております。

最後に、課題と対応方針です。センターでは、現在、中期経営計画の一部改定作業を進めており、中期経営計画の検証結果を踏まえた事業計画の策定や市町村の橋梁メンテナンスなど、受託拡大が見込まれる業務の今後の見通しなどを検討しているところでもあります。今後、改定後の中期経営計画を踏まえ、来年度以降の事業計画の策定や業務の実施に反映させて、より安定的で健全な経営を支援してまいります。

建設技術センターについては、以上です。

次に「山形県土地開発公社」について、御説明いたします。

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行う法人として、昭和 44 年 3 月に設立されました。

主な事業内容としましては、「公有地取得事業」、「公有地売渡事業」、「あつ

せん等事業」であります。

このうち「公有地取得事業」は、県等からの依頼により公有地を先行取得し、「公有地売渡事業」は、その先行取得した公有地を依頼先に売り渡すという事業ですが、いずれも、ここ2年、実績がありません。

「あっせん等事業」は、県や国などから委託され、公共事業用地の取得に当たり、地権者との用地交渉などを行うものです。平成27年度は、山形県からの受託が126箇所、国土交通省からの受託が2箇所ありました。公共事業の種類別には、道路、河川、都市計画など様々です。

次に、検証の結果です。

(1)の事業の意義については、土地開発公社は、設立後47年を経過しまして、用地取得業務に関する専門的知識と経験を有しております。公共事業の用地取得業務を円滑かつ迅速に行うためには、公社の存在は不可欠となっております。

また、土地開発公社は、県が用地取得を推進するために全額出資して設立した法人であり、現在も、用地取得業務の重要なアウトソーシング先となっております。

なお、公共事業の用地取得業務を業として行うことは、先ほど申し上げた公拡法という法律によりまして、土地開発公社のみに許されており、民間には代替可能性はございません。

(2)の経営健全性については、純損失が4期連続しておりますが、長期、短期共に借入金はなく、基本財産の取崩しや累積欠損金も発生しておりません。

また、県からは、委託した業務に応じ適正な委託料が支払われているほか、法人運営に必要な資金も約6億4千万円確保されているため、財務状況は健全と判断しております。

次に(3)の費用対効果ですが、土地開発公社は、県の各総合支庁の用地主管課内に設置した支所に職員を配置して、県職員と共に専門性や経験を活かしながら、効率的、効果的に業務を推進しております。

本県の公共事業に係る用地取得業務を効率的、効果的に推進していくためには、土地開発公社の協力が今後とも必要不可欠と考えているところであります。

最後に、課題と対応方針ですが、先ほど申し上げましたとおり、4期連続で純損失が生じております。その要因としては、県からの受託業務が増加する一方、国等からの受託業務が急激に減少したことが挙げられます。

このため、今後については、県土整備部以外の、国やNEXCO、その他の部局からの受託見込みを的確に把握し、業務量の変化に応じて、できる限りコンパクトな職員配置を行っていくことにより、収支の改善、当期純損失の解消を目指す必要があると考えております。

以上です。

次に10ページを御覧ください。「道路公社」です。

はじめに、道路公社は「地方道路公社法」に基づき、駐車場を含む有料道路の建設、運営管理を行うため、昭和46年4月に県が設立主体となり設立いたしました。

これまで行った事業ですが、蔵王ライン、鳥海ブルーライン、西吾妻スカイバレーは大分前に終了しております。また、西蔵王有料道路も時期を若干早めまして、昨年度末で終了したところです。現在は、霞城セントラルの中にあります山形駅西口駐車場の運営管理が主な仕事となっております。

次に「これまでの経過と今後の見込み」ということで、参考資料1について御説明いたします。

最初に「平成17年度の総点検の検証結果」です。新たな有料道路の整備の必要性が薄れているということで、道路公社については、現在の事業が終了する平成42年度で解散することとしたものです。

次に「西蔵王有料道路事業の前倒し終了」についてです。昨年4月、蔵王山火口周辺警報の発表に伴い、風評被害が出てまいりました。その対策として、4月29日から西蔵王有料道路の無料開放を始め、昨年度の3月末まで継続したところです。さらに、平成28年7月末の事業終了時期を3月末に前倒しいたしまして、4月以降は恒久的に終了としたところです。

なお、事業終了に当たり、累積債務が残っておりまして、それを県補助金により一括処理するとともに、本道路に係る県の出資金についてもその権利を放棄しております。

次に「山形駅西口駐車場事業の状況」ですけれども、利用者数はほぼ計画通り、年間約23万台から24万台で推移しております。今後、山形駅西口拠点施設の開館なども予定されておりますので、需要増が見込まれているところです。

建設のための借入金は、平成31年度に償還が完了する予定であります。さらに、平成42年度まで事業を継続することにより、県からの出資金の返還も可能であると見込んでおります。

資料2-1の11ページにお戻りいただければと思います。

以上を踏まえた検証の結果です。

(1)の事業の意義については、霞城セントラルや山形駅等の利用者の駐車需要を鑑みますと、今後も西口駐車場を継続していく必要があると考えております。また、建設に係る借入金の償還や県出資金の返還の必要がありますので、今後も引き続き、道路公社が駐車場を運営していく必要があると考えております。

(2)の経営の健全性については、先ほども申し上げましたが、西蔵王有料道路については、これまでの累積債務を処理済みです。また、西口駐車場については、事業計画に近い利用台数となっておりますので、計画通り借入金の償還や県出資金の返還ができるのではないかと判断しているところです。

(3)の費用対効果ですが、西口駐車場は事業計画の想定に近い利用台数で推移しております。一方、運営については、他公社との職員の併任や退職不補充といったことを実施し、極めてコンパクトな体制で効率的に運営しているところです。

最後に、課題と対応方針ですけれども、道路公社については、今回の検証結果を踏まえ、平成17年度の総点検で決定された方針のとおり、平成42年度で解散するのが妥当と考えております。

なお、解散まで可能な限り経営効率化に努めながら、事業を進めていく必要があると考えているところです。

続いて、12ページをお開きいただきたいと思います。「住宅供給公社」です。

はじめに、事業概要です。

住宅供給公社は、昭和32年、財団法人山形県住宅公社として設立されましたが、その後の地方住宅供給公社法の制定を受け、昭和40年に特別法人に改組されております。

設立目的は、県民に良質な住宅を供給することでありまして、設立団体は山形県と13市町です。出資金は2,600万円ですが、半分の1,300万円は県が、残りについては10市3町が出資しています。

「主な事業内容・実績」ですが、「分譲事業」については、これまで、分譲住宅5,430戸、宅地分譲1,364区画の実績があります。また、今年度より「蔵王みはらしの丘」の分譲を開始しております。

2つ目は、「賃貸事業」です。山形市嶋地区において、住宅用の28件、事業用の17件の土地を賃貸しておりまして、安定的な収入源となっております。

3つ目の「地域づくり支援事業」は、県や市町村から要請を受けて実施しているものです。具体的には、平成27年度から空き家利活用相談窓口の運営、また、まち

の再生支援事業では、老朽空き家の解体を支援しております。また、住宅関連施設整備事業は、山形市における幼児遊戯施設の整備を代行しているものです。

13 ページを御覧ください。このたびの検証結果をお示ししましたが、その説明の前に、背景について説明させていただきたいと思っております。

参考資料2を御覧ください。

「今後の山形県住宅供給公社のあり方」というタイトルの資料です。住宅供給公社は、前回の総点検により、「廃止の方向性」と整理されたところであり、左上の表を御覧ください。

当時、廃止の方向性を決定した理由は、「公的部門による住宅・宅地供給の必要性の低下」というものです。廃止の時期は、当時着手が決まっていた「蔵王みはらしの丘」の分譲の終了が見込まれていた平成34年度に設定されております。

なお、廃止までの期間が17年間ありましたので、「社会経済情勢等の変化によっては見直す」ということを前提としております。

その後、10年が経過したところでありますが、現在の社会情勢、状況の変化について右側に記載しております。

まず、大規模宅地供給の必要性の低下という状況は、平成17年当時と変わっておりませんが、大きく変化したのは人口減少の進展による「空き家の増加」であります。これに合わせて住宅政策が「既存住宅ストックの活用」へとシフトしてきております。右下の「背景②」を御覧ください。今年3月に国の住生活基本計画の見直しが行われておりまして、そのポイントの2つ目に住宅ストックからの視点を挙げており、既存住宅の流通や空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速するとしております。

資料の左上にお戻りください。

住宅供給公社による「蔵王みはらしの丘」の分譲事業は、今年4月から開始しました。当初の見込みよりは大幅遅れております。これは、元々、まず、団地を開発したUR都市機構が先行して分譲を行い、URが分譲を行った後に住宅供給公社の分譲を開始するというようにしていたところ、URの分譲が平成27年度末までずれ込んだことによるものです。これに伴い、公社の分譲の開始時期が遅れ、平成34年度の終了が難しい状況になっております。

もう1つの状況変化としまして、少子高齢化、人口減少が急速に進展し、空き家の増加による住環境の悪化や地域コミュニティの弱体化といった、地域における住宅政策上の課題が深刻化しています。地域再生に取り組む市町村からは、住宅供給公社からの支援を求める要望があがってきております。資料の右上の「背景①」を御覧いただきたいと思っております。今年3月、県市長会から知事に公社存続の要望が出されました。また、県の包括外部監査の報告書の中でも、公社を存続させ、ノウハウを有効活用することも検討されたいとされております。

再び資料2-1の13ページにお戻りください。

ただいま御説明したような状況を踏まえ、検証した結果について御説明いたします。

まず、(1)の事業の意義については、前回の総点検のとおり、「大規模宅地開発による公的宅地供給の必要性は希薄化」しておりまして、公社の従来の役割は終了する一方で、人口減少対策や市町村支援など、専門家集団としての新たな役割を果たすよう期待されております。

(2)の経営健全性ですが、債務超過、累積損失、借入金はありません。健全な経営が行われております。

費用対効果、地方創生の視点では、公社は、独立採算、無借金経営を続けながら、分譲事業や賃貸事業のほか、空き家対策など地域づくりを支援する事業の実績もあ

りまして、十分な事業効果や費用に見合う成果を上げております。

今後、地方創生が大きな課題となる中で、専門的な技術力が不足する市町村からは、民間事業者が参入できず、かつ公益性の高い事業について、住宅供給公社の技術力やノウハウを活用できないかと期待されております。このため、地方創生の視点でも、公社の有効活用が可能であると考えたところです。

最後に、課題と対応方針です。

1つ目の大規模宅地開発については、従来の方針通り、「蔵王みはらしの丘」の分譲をもって終了するという事にいたします。

2つ目の人口減少や、3つ目の市町村の技術者不足等への課題対応については、公社が有するノウハウと技術力を活用した支援を「新たな役割」と位置づけ、公社を再生して臨むべきであるという展開方向です。

もう一度、参考資料2を御覧ください。

先ほど、課題と対応方針として申し上げた方向性を図にしたものです。このように分譲事業は縮小していきませんが、一方で、地域づくり支援事業を中心にしていくということです。

その内容については、2枚目の「山形県住宅供給公社の新たな役割」というタイトルの資料を御覧いただきたいと思います。

新たな役割の1つは、左側の人口減少対策です。まず、「まちなかの住環境改善」といたしまして、(1)の空き家利活用促進や(2)の中古住宅流通促進、(4)の空き家を活用した住替え支援など、空き家そのものを活用するための事業を行っていきたくと考えております。また、一方で、(3)の老朽空き家の解体促進は、空き家解体後の土地を、宅地や公共用地として再生する事業であります。

下段の「中山間地域の定住促進」については、収益性の観点から民間事業者が参入しない地域において、少子高齢化が進む地域コミュニティを維持するため、子育て世帯向けに宅地を供給する事業であります。写真は、天童市山口地区の事例です。

もう1つの役割は、市町村の支援であります。

「住宅関連施設等の整備支援」のうち、(1)は整備代行です。この絵は、山形市の嶋地区にある幼児遊戯施設べにっこ広場であります。用地取得から施設整備を公社が代行して行い、費用については、10年間分割で償還を受けるものです。

中段の「公営住宅のマネジメント支援」では、市町村営住宅の耐震・長寿命化計画の策定支援や、管理、修繕等の業務を支援するものであります。さらに、下段の「災害発生時の対応」として、こういったことも行っております。

再び資料2-1の13ページにお戻りください。

今後の展開方向ですが、大規模宅地開発は終了し、地域づくり支援事業という新たな役割を担う組織として、住宅供給公社を再生したいと考えております。また、そのためには、公社の基本的事項を定める「定款」の目的に新たな役割を追加したうえで、業務規程にも具体的な業務を明記したいと考えております。また、生まれ変わる公社の愛称を今後定めまして、公社が再生することを周知しながら、県民、市町村のニーズに対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

### (行政改革課長)

引き続き、資料2-2を御覧いただきたいと存じます。

ただ今説明のありました県土整備部の検証を踏まえ、行政改革課が取り纏めた検証結果です。改めて説明を申し上げたいと思います。

最初に「公益財団法人山形県建設技術センター」については、検証の結果、今後の方向性といたしまして、中期経営計画の見直しを行い、収支安定化を推し進める

ことを前提に、「継続」とするものです。

次に「山形県土地開発公社」については、検証の結果として、事業量の変化に応じた効率的な運営を図ることを前提に、「継続」を妥当とするものであります。

3つ目「山形県道路公社」については、検証の結果、平成 17 年度の方針のとおり、事業許可期間が終了する平成 42 年度に「解散」することとするものであります。

最後に「山形県住宅供給公社」については、検証の結果として、大規模な宅地開発については 17 年度の方針のとおり「終了」とし、同時に、その後の状況の変化を勘案し、地方創生に貢献する新たな役割に対応する方向で、定款変更、あるいは愛称設定を行うなど、新たに生まれ変わる形で「再生」を図ることを妥当とするものです。

以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **(高橋和委員長)**

それでは、ただいま御説明いただきました「公社等の総点検」の結果について、1 つずつ協議してまいりたいと思います。

まず、「建設技術センター」について、御意見や御質問があればお願いいたします。

#### **(井上肇委員)**

建設技術センターが下水道施設の維持管理業務の受託をされていることは意外でした。まだまだ社会的な役割があるということがわかりました。

#### **(尾形律子委員)**

事業継続ということは理解しましたが、やはり純損失 2 期連続というのがどうしても目に留まりやすいところかと思えます。人件費の割合などに関して、今後改善を図っていくのでしょうか。建設技術センターだけではないようですが、その辺も含めて検証されたのか、教えていただきたいと思えます。

#### **(県土整備部次長)**

建設技術センターは、平成 26 年度に 1,500 万円の損失が出ております。平成 27 年度は 1 億 4,200 万円の損失ということで、特に 27 年度に大きな損失を出したところ です。主な要因は、収益事業として行っている積算業務や維持管理業務の事業量が最近変化してきているためです。近年は橋梁の保守を発注しておりますが、それが終わりに近づいてきております。また、平成 25 年、26 年頃は、南陽辺りで大きな災害があり、災害復旧に係る業務も相当増えておりましたが、去年は大きな災害が少なく、そういった業務が落ち着いたという状況があります。

一方で、建設技術センターは 60 名を超す職員を抱えており、人件費の割合が相当大きいのですが、職員採用をずっと控えてきておりますので、年齢が年々高くなってきており、人件費がピーク期にあります。今後は退職職員に替えて若手を入れることにより、直ちにはいきませんが、人件費についても今よりは節減されていくものと思っております。歳入面と歳出面の双方において、今後改善を図り、損失の削減、改善をしていきたいと考えているところであります。

#### **(高橋委員長)**

やはりどうしてもこの赤字のところが目が行ってしまいます。赤字の解消に向け、経営の効率化等を図ったうえで、「建設技術センター」については、この委員会として、事務局案の方向性で「妥当」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋委員長)

はい。それでは、「建設技術センター」については、「妥当」とします。

(高橋委員長)

続きまして、「土地開発公社」についてです。何か御意見ありますでしょうか。

(玉谷貴子委員)

法律により土地開発公社のみが公共事業用地の取得を行えることになっているようですけれども、この法律は以前から変わっていないのでしょうか。

(県土整備部次長)

公有地の拡大の推進に関する法律は、大分古い法律でして、まだ変わらず生きております。その中で、用地交渉ができる法人として、唯一土地開発公社が位置づけられておりまして、その関係で昭和 44 年に設置した法人になります。公社には県の業務も相当お願いしてやってもらっておりまして、公社がないと用地取得業務が回っていかないという現状にありますので、今後とも継続していきたいと考えております。

(高橋委員長)

他に御意見はありますか。なかなか難しいですね、法律で縛られているので。

それでは、「土地開発公社」については、委員会として、事務局案の方向性で「妥当」とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(高橋委員長)

それでは、「土地開発公社」については「妥当」といたします。

(高橋委員長)

続きまして、「道路公社」について、協議を行います。御意見のある方はいらっしやいますでしょうか。

(玉谷貴子委員)

山形駅西口駐車場は結構利用させてもらっていますが、道路公社が廃止になった場合でも建物自体はそのまま残るかと思えます。その後の方針はどう考えているのか、展望がございましたらお伺いしたいと思います。

(県土整備部次長)

西口駐車場は有料道路事業として実施しておりますが、平成 42 年度までで終わる計画となっております。30 年で霞城セントラルがなくなるということではなく、駐車場もほぼ間違いなく引き続き使っていくことになるかと思えます。

ただ、制度的なことを申し上げますと、この駐車場は山形市道の附属物となっておりますので、有料道路事業が終わると、駐車場は山形市に帰属することになります。このため、帰属することになる山形市に運営をしてもらうというのが 1 つの方

法であります。もう1つは、山形市から県がいただいて、県が運営をしていく、あるいは民間にやっていただくということも考えられます。やり方はいくつか考えられますので、今後の状況を見ながら、山形市とも相談しながら検討していくことになろうかと思えます。

**(高橋委員長)**

他に御意見はないでしょうか。

それでは、「道路公社」についても、委員会として、事務局案の方向、つまり「平成42年度の事業許可期間終了後解散」という方向性について「妥当」とすることよろしいでしょうか。

**(異議なし)**

**(高橋委員長)**

はい。では、「道路公社」についても「妥当」といたします。

平成42年度の廃止に向けて、借入金の償還等を着実に進めていただきますようお願いいたします。

**(高橋委員長)**

最後に、「住宅供給公社」について、協議を行います。委員の皆様の御意見がありましたら御発言をお願いします。

**(三浦新一郎委員)**

住宅供給公社が新たな役割を担うことは大変結構なことだと思います。地域ニーズは確かにあると思うのですが、今後の事業性はあるのでしょうか。

資料を見ると、費用対効果はあるという検証結果になっておりますけれども、規模感や期間など、今回掲げたコンセプトの事業を具体的にどのように行っていくとお考えか、お伺いさせていただければと思います。

**(県土整備部次長)**

今後は人口減少対策や市町村支援といった事業にシフトしていきたいと考えております。ただ、今御指摘ありましたとおり、これらの事業は決して儲かる事業ではないと思っております。だからこそ公社がやらなければならないと考えております。公社としては、収益を求めているものではありませんが、継続してやっていくためには、事務経費など必要な経費はカバーできるような制度を作る必要があると考えております。そういった前提で、市町村の要望を踏まえて、事業を実施していきたいと考えております。

事業の期間や規模については、まだきちんと固まっておりますが、従来事業であるみはらしの丘の分譲と今後の新しい事業の両方をにらんで、全体の業務量に応じて、可能な限りコンパクトな体制で運営していかなければならないと考えているところです。

**(三浦新一郎委員)**

「大規模宅地開発の必要性が低下しており、従来の役割は終了」としてはいますが、これで本当にいいのかなという感じもいたします。例えば、山形県内を見渡しても、住宅地としてポテンシャルのある土地はたくさんあります。いたずらに農地を縮小すればいいわけではないと思いますけれども、住宅として活用した方がより人口減

少対策に有効な土地もたくさんあるというのが事実だと思います。これらの民間ではなかなかまとめられないような土地を人口減少対策の一環として宅地開発するという役割も考えられます。「終了」ではなく「縮小」という形で、従来の役割も継続しながら新たな事業もやっていくという方針でも良いのではないかと思います。

**(県土整備部次長)**

大規模宅地開発については、先ほど従来通り廃止すると申し上げたところです。みはらしの丘の終了をもって、今のところ他に予定がありませんので、そこで終わることになります。

ただ、宅地分譲を全くやらないのかということそうではありません。人口減少対策として、中山間地域の定住促進に関する事業を行ってまいります。先ほどはあまり詳しく説明しませんでした。人口減少に悩んでいる天童の山口地区というところで、山口小学校のちょうど裏手のところを開発して、宅地分譲をしております。人口減少対策として、小規模な宅地分譲については、市町村の要請を踏まえて、今後もしやっていく必要があると考えております。

**(高橋委員長)**

今後は分譲事業が前面に出るわけではなく、地域づくり支援事業という目的の中に分譲事業が含まれるという理解でよろしいでしょうか。

**(県土整備部次長)**

はい。

**(高橋委員長)**

では、先ほど御指摘いただいたように、「終了」という言い方をしなくてもいいかもしれませんね。そこはどうでしょうか。「終了」なのか「縮小」なのか。目的として、大規模住宅開発は終了。ただし、地域づくり支援事業としての住宅開発はやるということだとすると、「移行」というような意味なのではないでしょうか。

**(県土整備部次長)**

大規模な宅地開発の役割は「終了」したということです。一方で、人口減少対策として、小規模な宅地分譲については継続していくということです。結局、宅地分譲は継続して実施していきますが、目的が違うということになります。

**(高橋委員長)**

よろしいですか。では、文言も事務局提案のまま大丈夫ですか。

**(三浦新一郎委員)**

はい。

**(高橋委員長)**

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようであれば、「住宅供給公社」についても、委員会として、事務局案の方向性で「妥当」とするということがよろしいですか。

**(異議なし)**

(高橋委員長)

では、住宅供給公社については「妥当」とします。

ただ今の議論のとおり、地方創生に貢献する人口減少対策など、公社としては新たな役割を担っていくこととなりますので、ここでも質的なものに移行していくということが見えるかと思えます。また、そういう役割を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

次回の日程について申し上げます。第3回の会議については10月下旬を予定しておりますけれども、日時については決定し次第、御連絡申し上げます。

また、第4回の日程についても、近日中に委員の皆様方の御日程をお伺いさせていただきまして、決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

その他、皆様から何かございますか。

特にないようですので、以上で本日の議事を終了といたします。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

## 4 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。委員の皆様方、大変お疲れ様でございました。

ここで玉木総務部次長より御礼を申し上げます。

(玉木総務部次長)

皆様方には、本日は長時間にわたり、活発な御議論、幅広い御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

最初の協議事項の新「行革プラン」の基本的考え方については、高橋委員長からも総括いただきましたけれども、皆様から重要な視点ということで、県内外への情報発信、特に県外については、本県の持つ力も魅力と共に発信して欲しいという話もいただきました。また、これまでの量の観点から質の向上というところに転換し、それを進めていくということ、また、市町村との連携、県民との協働ということについても御意見をいただきました。

本日、御説明いたしました素案については、これまでの御議論を踏まえて御用意したのですが、御指摘をいただきまして、意を強くしたところです。

特に印象深かったのは、県内、県民の皆さんへの情報発信というところで、それを知ってもらうことによって、山形県で暮らして良かった、あるいは県民一人ひとりが、この喜びと幸せを実感できるようにする、それから県民生活の安心にもつながっていくというお話をいただきました。この重要性について、改めて思いを強くしたところです。

今後、皆様方からいただいた御意見を踏まえて、策定に向けて引き続き検討を進めてまいります。

また、公社等の総点検については、本日、皆様方から事務局案について、「妥当」との結論をいただきました。

今後、知事を本部長とする「行財政改革推進本部」で協議・決定してまいります。  
なお、次回の委員会ですが、今回に引き続き、「新行革プランに係る検討方向」並びに「第2回公社等の総点検」について御議論いただきたいと考えております。  
引き続きどうぞよろしくお願いいたします。  
本日は、誠にありがとうございました。

**(事務局)**

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。  
長時間どうもありがとうございました。

以上